

遺言執行報酬に関する覚書

遺言者 (以下「甲」といいます。) と、遺言執行者 一般社団法人すまいる相続・後見・信託センター (代表理事 田近 淳) (以下「乙」といいます。) は、横浜地方法務局所属公証人 作成 令和 年 第 号遺言公正証書 (以下「本公正証書」といいます。) の遺言執行報酬に関し、下記のとおり覚書を締結します。

記

第1条 (報酬)

本公正証書第 条に定める遺言執行報酬は、相続開始時の遺言執行対象財産 (積極財産に限り) について次の各号に掲げる財産の区分および財産の価額に応じ、当該各号に定める料率および消費税・地方消費税の料率を各々乗じて算出した額の合計額とします。

相続財産額 (積極財産を除きます)	報酬額
1,000万円以下	30万円+消費税
1,000万円を超え5,000万円以下	(相続財産額の1.2%+18万円)+消費税
5,000万円を超え1億円以下	(相続財産額の1.0%+28万円)+消費税
1億円を超え3億円以下	(相続財産額の0.8%+48万円)+消費税
3億円以上	(相続財産額の0.5%+138万円)+消費税
特に複雑又は特殊な事情がある場合	相続人 (受遺者) との協議により定める額
遺言執行に裁判手続きを要する場合	別途裁判手続きに要する弁護士費用がかかります

第2条 (相続財産の評価)

前条における財産の価額は、不動産については相続開始時における年度の固定資産評価額とし、その他の財産について相続開始時における時価評価額とします。

2 家財、手許現金、未収年金、還付金等の少額財産およびその他特段の手続を要しない財産 (自社株等を含む)、祭祀および相続債務の承継については、遺言執行報酬の算出対象としない財産とします。

第3条 (遺言執行業務)

第1条に掲げる報酬に含まれる遺言執行業務は以下のとおりとします。

- 戸籍関係書類の取得・相続関係説明図の作成
- 相続財産の調査 (不動産の課税明細書・名寄帳、預貯金・有価証券等の残高証明書・取引明細書等の取得を含む)、財産目録の作成
- 遺産分割協議書の作成
- 相続財産の名義変更や換価処分・換金手続、貸金庫の名義変更・解約手続 (不動産の相続登記(※)・売買・売買代金の受領等、預貯金・有価証券・出資金他すべての金融資産・その他動産等の名義変更・解約・払出し・売却・換価金の受領、貸金庫の開扉・内容物の受領、相続届等必要書類への記入・捺印等)

(※) 田近淳司法書士事務所 (横浜市旭区本村町105番地 ラテール旭2階) に委託します。

- 株式未受領配当金の受領
- 未収金・各種還付金の受領、未払金・各種税金等の支払い
- 税理士・弁護士・土地家屋調査士・行政書士等の紹介

2 甲は、乙が前項の業務の全部又は一部を第三者に委任することを承諾します。

第4条 (相続開始通知人)

甲の相続が開始した場合、_____ は相続開始通知人として、直ちに乙に対してその旨を通知するものとします。

第5条 (その他)

上記の他、不動産の売却・管理など、遺言執行のために必要となる精算行為については、別途加算します。

以上

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

実印

(乙) 主たる事務所 横浜市旭区中沢三丁目32番10号
従たる事務所 横浜市旭区本村町105番地 ラテール旭2階

TEL 045-489-4860 FAX 045-361-4271

名 称 一般社団法人すまいる相続・後見・信託センター
代 表 理 事 田 近 淳